破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１４号
埼玉県熊谷市本石２丁目125番地
破産者　株式会社風雅堂
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１００号
千葉県長生郡一宮町一宮10091番地１
破産者　有限会社和建築工房
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２０８６号
札幌市中央区南13条西８丁目２番33―303号
破産者　有限会社アーマ
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６号
埼玉県入間市上藤沢90―５
破産者　株式会社エーピー
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３２号
埼玉県所沢市小手指町２丁目13番地の７
破産者　ベータファーストトレーダーズ有限会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９７２７号
東京都新宿区新宿７丁目27番24号　コンフォート東新宿401
破産者　株式会社Mネット
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５５号
東京都日野市神明４丁目18番地の19サンパレスＡ203
破産者　長谷川真理子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７６号
東京都東大和市清水５丁目1086番地
破産者　有限会社織戸設備
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０１８号
東京都八王子市西寺方町688番地９グリーンエステート202号
破産者　中尾　秀作
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１９号
静岡県伊豆の国市韮山土手和田88番地の２
破産者　株式会社Ｔ．Ｙ．Ｍセレクション
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９９３号
名古屋市中村区野上町48番地２
破産者　株式会社天寿
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３号
愛知県常滑市金山字屋敷30番地の１　養護老人ホームしろやま
破産者　亡大嶋信一郎相続財産
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９８号
名古屋市千種区高見１丁目20番９号
破産者　有限会社敦盛
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７２２号
愛知県尾張旭市井田町３丁目60番地
破産者　有限会社エクステリアサービス
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７９号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―705号
破産者　奥田　健一
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８１号
神戸市長田区野田町５丁目２番２号
破産者　渡邊食品株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０号
長崎市田中町850番地
破産者　株式会社Ｎ・Ａ・Ｔ
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
鹿児島県いちき串木野市旭町168番地１、申立時の住所鹿児島県いちき串木野市生福9874番地182　ウッドタウン市営６―１号室
破産者　上村衣美子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７１号
沖縄県那覇市久米１丁目23番７号
破産者　株式会社工友社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８号
栃木県大田原市実取793番地15
破産者　株式会社ナスセイコー
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１６号
栃木県大田原市実取793番地15
破産者　有限会社ＮＳテクノ
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部